黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種　一頭につき、一四二、〇〇〇円
乳用種の品種　一頭につき、八三、〇〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種　一頭につき、一三八、〇〇〇円

二　一の合理化目標価格についての肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和六十三年政令第三百四十七号）第二条ただし書の農林水産大臣が定める期間は、平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までとする。

○農林水産省告示第四百三号

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第十一条第一項及び第二項の規定に基づき、平成二十二年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を次のように定めたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月四日　農林水産大臣　赤松　広隆

一　生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量　一、八五〇千トン

二　加工原料乳の補給金単価

単位	補給金単価
一キログラム	一一・八五円

○経済産業省告示第四十一号

揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第十七条の二十一の規定に基づき、分析業務の全部を廃止する届出があったので、同法第十七条の二十四第二号の規定に基づき、公示する。

平成二十二年三月四日　経済産業大臣　直嶋　正行

名称	事業所	廃止する分析の区分	廃止年月日
財団法人化学物質評価研究機構	東京事業所（埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野千六百番）	一　揮発油販売業者の委託に係る揮発油の分析 二　揮発油生産業者、法第十七条の四第二項の規定により確認を行うべき者の委託に係る揮発油の分析 三　軽油生産業者、軽油輸入業者又は法第十七条の八第三項において準用する法第十七条の四第二項の規定により確認を行うべき者の委託に係る軽油の分析 四　灯油生産業者、灯油輸入業者又は法第十七条の十第三項において準用する法第十七条の四第二項の規定により確認を行うべき者の委託に係る灯油の分析	平成二十二年三月五日
（東京都文京区後楽三丁目四番二十五号）			

○国土交通省告示第百三十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月四日　国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　瀧ノ沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
長野県大町市大町　字霊松寺山　八〇九六番一　一号から四号まで
八〇九六番一四　五号
字大服山　八〇六八番ホ　六号及び七号
八〇六八番イ　八号から十号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　祢津沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川の内その接している区間の河川敷（平成十二年建設省告示第千六百十八号で指定した第六号に掲げる土地の区域を除く。）
長野県東御市祢津字祢津沢　三一九九九番一二五及び三一九九番一二六

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　大内川
(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
長野県小県郡長和町古町
字垣外　三三五五番八　一号
三三五六番三　二号
三三五六番八　三号
三三五九番　四号
三三八七番一〇　七号
三三六三番七　八号
字大内道　三二九七番一　五号
三二九四番二　六号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　境沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷
長野県岡谷市川岸　字鼻面石　二九七八番一
字ワナド　一八八六番

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　長久保沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示　イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷
長野県岡谷市長地　字長久保　五八九一番一及び五八九一番二　五八九三番一及び五八九三番二　五八九四番　五八九六番　六二五二番一　六二五二番三から六二五二番八まで　六二五二番一〇及び六二五二番一一　六二五二番一三及び六二五二番一四　六三五四番二一　六三五四番二四　六三五四番三〇及び六三五四番三一

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
長野県岡谷市長地　字長久保　五八九〇番　一号及び四号　五八九一番一　二号　六二五二番一一　三号

六　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　字姥ノ懐
(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷（昭和六十年建設省告示第千四百三号で指定した第三号に掲げる土地の区域を除く。）
長野県下伊那郡根羽村　四九一八番　四九一八番八〇　四九一八番一〇三　四九一八番一一六　四九一八番四六二及び四九一八番四六三